

第 57 回 (2012 年)

問 2 放射線発生装置のみの使用の許可を受けようとする者が、文部科学大臣に提出しなければならない申請書に記載する事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、次のうちどれか。

- A 使用施設の位置, 構造及び設備
- B 貯蔵施設の位置, 構造及び設備
- C 廃棄施設の位置, 構造及び設備
- D 放射線発生装置の種類, 台数及び性能

① ACD のみ    2 AB のみ    3 BC のみ    4 D のみ    5 ABCD すべて

問 3 許可又は届出の手続きに関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いるための放射性同位元素を製造しようとする者は、工場又は事業所ごとに、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- B 直線加速装置 (4 メガ電子ボルトを超えるエネルギーを有する放射線を発生しないものに限る。)のみを業として賃貸しようとする者は、賃貸事業所ごとに、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- C 表示付特定認証機器のみを業として販売しようとする者は、販売所ごとに、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- D 放射性同位元素又は放射性汚染物を業として廃棄しようとする者は、廃棄事業所ごとに、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

1 ABC のみ    2 AB のみ    ③ AD のみ    4 CD のみ    5 BCD のみ

問 4 次のうち、放射性同位元素を業として賃貸しようとする者 (表示付特定認証機器を業として賃貸する者を除く。)が、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 賃貸の方法及び期間
- B 貯蔵施設の位置, 構造, 設備及び貯蔵能力
- C 放射性同位元素の種類
- D 賃貸事業所の所在地

1 ABC のみ    2 AB のみ    3 AD のみ    ④ CD のみ    5 BCD のみ